

第2回半田市議会臨時会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、本日、午前11時15分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第35号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

定額給付金事業について、この事業の申請から給付を受けられるまでのスケジュールとその周知方法はどのようなか。とに対し、

申請受付については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則オンライン申請と郵送申請としています。周知方法はホームページ、市報に加え全戸へのポスティング等を予定しており、スケジュールについては、オンライン申請は国が運営するウェブサイトのマイナポータルで申請いただけるようになるのが5月7日からで、給付は5月15日からです。郵送申請はシステムの改修が伴うため、申請書をお送りできるのが5月末頃、給付は6月中旬と見込んでいます。とのこと。

銀行口座がない方などに対し、窓口給付の対応はどう考えているのか。とに対し、

来庁される市民の方の動線も考慮し、市役所1階の多目的ルームに窓口を設置する予定です。とのこと。

郵送による申請書の送付が遅いのではないかと。他市では既に郵送に関して報道がされているところもあるが、半田市が5月末になる理由は。とに対し、

郵送の申請書は4月27日時点の住民基本台帳の情報をもとに、その後の異動情報等を漏れなく反映させ、その情報を世帯単位で申請書に印字し送付するため、システム改修に時間を要するためです。とのこと。

当該事業は、マスメディア等から様々な情報が流れ市民の関心も高い。混乱を防ぎ、迅速に申請受付、給付を行う方策は他にないのか。とに対し、

本事業は、迅速に給付することが求められていますが、一方で、全対象者に対し、漏れなく、正確に給付する必要があります。異動情報等を正確に

把握し、給付対象者を特定した上で、申請書を送付することで、結果として、迅速な給付に繋がるものと考えています。なお、生活に困窮し、一刻も早い給付を望む方には、世帯情報が印字されていない白紙の申請書を市ホームページ等から取得していただき、早期申請、早期給付していきたいと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。